

競業者に対する株主名簿の閲覧制限

日本ハウズイング事件を契機として

島田志帆*

目次

1. はじめに
2. 判例の分析
3. 会社法125条の制度趣旨
4. 競業者に対する株主名簿の閲覧制限
5. おわりに

1. はじめに

会社法125条は、1項において、株式会社に株主名簿の備置を義務づけるとともに、2項において、株主及び債権者に株主名簿の閲覧・謄写の権利を認めている（以下「閲覧請求権」という）。株主名簿の閲覧請求権は、単独株主権であって債権者にも認められる権利ではあるが、会計帳簿の閲覧請求権と同様、閲覧請求者は、請求に際してその理由を明らかにしてしなければならないが、他方、会社は、法定の閲覧拒絶事由に該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができないものとされている（会社法125条2項3項、433条1項2項参照）。株主名簿の閲覧請求の要件と会社の閲覧拒絶事由については、平成17年改正前商法263条3項のもとでは特に定めがなかったところ、平成17年会社法成立に際して新たに設けられた。

このように会計帳簿と株主名簿の閲覧請求権に関しては、同一の条文構

* しまだ・しほ 立命館大学大学院法務研究科准教授

造で同一文言になったわけであるから、解釈についても同一になされるものと考えられそうである。しかしながら、「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき」（以下「競業者」という）の閲覧請求について（同法125条3項3号，433条2項3号参照），近時，会計帳簿と株主名簿とで結論の異なる判例が出されており，株主名簿に限ってみても，下級審判例ではあるが，結論が分かれる状況になっている¹⁾。すなわち，委任状勧誘を行う目的での株主名簿の閲覧請求に対し，閲覧請求者である株主が会社の競業者に該当するとして，同法125条3項3号の拒絶事由を理由に会社がその閲覧を拒絶することの可否が争われた事例（日本ハウズイング事件）では，原決定は閲覧拒絶を認めたものの，抗告審決定はこれを認めなかった。抗告審決定については，その結論の妥当性がおおむね肯定されているが²⁾，同法125条

-
- 1) 会計帳簿につき，TBS事件（東京地決平成19年6月15日金判1270号40頁，東京高決平成19年6月27日金判1270号52頁，東京地判平成19年9月20日金判1276号28頁，最決平成21年1月15日金判1315号40頁）。株主名簿につき，テーオーシー事件（東京地決平成19年6月15日資料版商事280号220頁），日本ハウズイング事件（原審：東京地決平成20年5月15日金判1295号35頁，抗告審：東京高決平成20年6月12日金判1295号12頁）。
 - 2) 日本ハウズイング事件抗告審決定（前掲注1）に関する研究・評釈として，新谷勝「株主名簿の閲覧等請求と拒否事由（3号）の解釈」東京高決平成20.6.12本誌1295号12頁，金判1297号6頁（2008年），荻野敦史「株主名簿閲覧謄写請求の拒絶事由～日本ハウズイング事件高裁決定を受けて」MARR2008年8月20頁（2008年），弥永真生「競争関係にある会社による株主名簿閲覧請求」ジュリ1361号146頁以下（2008年），鳥山恭一「会社と競争関係にある株主による株主名簿の閲覧謄写請求 日本ハウズイング vs. 原弘産事件」法セミ645号129頁（2008年），若松亮「原弘産対日本ハウズイング事件株主名簿閲覧謄写仮処分事件 株主名簿の閲覧投射請求に関する裁判例」判タ1279号59頁（2008年），島田邦雄他「新商事判例便覧 No. 591-2829 株式会社と実質的な競争関係にある株主が株主名簿の閲覧謄写請求を行う場合であっても権利の確保または行使に関する調査の目的であることを証明した場合には会社法125条3項3号の拒否事由には該当しないとされた事例」商事1841号59頁（2008年），中村信男「競業者による株主名簿閲覧請求と請求拒絶の可否（東京高等裁判所平成20年6月21日決定）」商事法研究62号19頁以下（2008年），伊藤吉洋「商事判例批評 株主名簿閲覧謄写請求をした株主が，相手方たる株式会社と実質的な競争関係にある者であっても，当該請求が株主としての権利の確保または行使に関する調査の目的でしたものであることを証明すれば，会社法125条3項3号の拒否事由

3項3号の解釈論としては、これを立証責任の転換規定と見る法律構成には批判的な見解も多く³⁾、立法論としては削除も主張されている⁴⁾。

従来、株主名簿閲覧請求権の制度は、直接には株主・債権者の保護を図るものであるが、かかる個別的な公示を通じ、株主・債権者をして株主の構成など会社の状況を監視せしめることにより、間接には会社の利益を保護するものであるといわれてきた⁵⁾。本件抗告審決定も、このような意味での同法125条2項の制度趣旨を踏まえたうえ、競業者であることだけを理由に請求者の閲覧請求を否定できないとする。他方で、本件抗告審決定

に該当しないとされた事例」東北法学73巻1号177頁(2009年)、久保大作「実質的競争関係にある者による株主名簿閲覧謄写請求と拒否事由(平成20年度重要判例解説)」ジュリ1376号123頁(2009年)、吉川信将「判例研究 競業者である株主による株主名簿閲覧謄写の仮処分命令申立てが認められた事例」法学研究82巻4号155頁(2009年)、播阿憲「商事判例研究 実質的な競争関係にある株主の名簿閲覧請求の可否」ジュリ1378号186頁(2009年)、荒谷裕子「会社と競業関係にある株主による株主名簿閲覧請求が認容された事例:原弘産対日本ハウズイング事件」金判1322号20頁(2009年)、清水円香「株主名簿閲覧謄写請求をした株主が、相手方たる株式会社と実質的な競業関係にある者であっても、当該請求が株主としての権利の確保又は行使に関する調査の目的でしたものであることを立証すれば、会社法125条3項3号の拒否事由に該当しないとされた事例」リマークス39号[2009年下]86頁以下(2009年)。125条に関する論考として、菅原貴与志「株主名簿閲覧謄写請求権の一考察」法学研究82巻12号293頁以下(2009年)。なお、テーオーシー事件決定(前掲注1)に関する研究・評釈として、正井章彦「株主名簿閲覧・謄写の仮処分命令の申立てが却下された事例 東京地決平成19.6.15資料版商事280号220頁」金判1294号2頁(2008年)。

- 3) 荻野・前掲注(2)23頁、弥永・前掲注(2)147頁。なお、125条3項3号の解釈として、会社側が株主の不当目的について証明責任を負うべきとするものとして、鳥山・前掲注(2)129頁、正井・前掲注(2)6頁(但テーオーシー事件に関する)、会社が125条3項3号に基づき拒絶することは権利濫用になると構成するものとして、若松・前掲注(2)66頁、吉川・前掲注(2)167頁、本判決の理論構成に賛成するものとして、新谷・前掲注(2)10頁、播・前掲注(2)189頁、清水・前掲(2)89頁。
- 4) 弥永・前掲注(2)147頁、鳥山・前掲注(2)129頁、久保・前掲注(2)124頁、播・前掲注(2)188頁、荒谷・前掲注(2)22頁。正井・前掲注(2)6頁(但テーオーシー事件に関する)、江頭憲治郎『株式会社法 第3版』(有斐閣,2009年)194頁注(2)。
- 5) 上柳克郎他編代『新版注釈会社法(6)』(有斐閣,1987年)200頁[山口幸五郎]、酒巻俊雄=龍田節編代『逐条解説会社法第2巻株式・1』(中央経済社,2008年)205頁[志谷匡史]参照。

は、同法125条3項3号それ自体については「一定の合理性」が認められるものとする。同法125条2項の制度趣旨からみて同条3項3号がどのような意味において理解されるべきかについては、その立法理由が明確ではないといわれていることもあり⁶⁾、なお検討が必要であるようにも思われる。

そこで本稿では、まず、競業者による株主名簿閲覧請求の可否が争われた日本ハウズイング事件を取り上げ、その請求が認められなかった原決定（以下「本件原決定」という）と、逆に認められた抗告審決定（以下「本件抗告審決定」という）を取り上げ、何が結論を分けているのかを分析してみたいと思う。さらに、これまでの判例・学説を振り返ることによって、株主名簿の閲覧請求権制度がいかなる制度と理解されてきたのか、その観点からすると、競業者に対する株主名簿の閲覧制限はどのような意味において認められるべきと考えられるのか、すなわち会社法125条3項3号の意義について考察することとしたい。併せて、かかる考察を踏まえて、125条3項3号についてどのような解釈を行うべきか、あるいは立法論的検討が必要か否かについても考えてみることにしたい。

2．判例の分析

本件は、Y（日本ハウズイング株式会社）の株主であるX（株式会社原弘産）が、Yの定時株主総会に際して行った株主提案についての委任状勧誘を行うため⁷⁾、Yの全株主が記載された株主名簿の閲覧・謄写を請求し

6) 新谷・前掲注(2)7頁。なお、江頭憲治郎他著『株主に勝つ・株主が勝つ プロキシファイトと総会運営』（商事法務、2008年）37頁〔江頭発言〕参照。会社法125条3項各号の立案・制定の経緯について、吉川・前掲注(2)162頁、清水・前掲注(2)88頁以下参照。

7) Yは、平成19年6月28日、新株予約権無償割当て等の対抗策を内容とする買収防衛策を導入していた。Xは、平成19年11月頃までに、Yとの事業協力・経営統合を目指すようになり、平成20年2月18日、Yとの事業提携・経営統合を本格的に推進して両者の資本関係を更に強化するため、Yの賛同を得ることを条件として、Yの株式の公開買付を行うことを決定したなどとする文書をYに送付し、かつ、Xのホームページにその旨を掲載し

たところ、XはYと実質的な競争関係にあるとして、Yがその閲覧を拒絶したため、XがYに対し、株主名簿の閲覧・謄写を求めて仮処分を申し立てたものである⁸⁾。

本件原決定(東京地決平成20年5月15日金判1295号35頁)は、会社法125条3項3号の趣旨は、「他の競業者に株主名簿が閲覧され、株主の氏名、住所、有する株式数等の詳細を把握されると、競業に利用されて株式会社の利益を害するおそれがあるから、これを防止することにあると解される。」としたうえで、「そして、同号は、同項1号及び2号と異なり、文言上、請求者の主観的意図を要件として規定していない。このような同項3号の趣旨及び文言に照らせば、同号は、請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるときには、当該株式会社は閲覧等の請求を拒むことができることを定めたものと解するのが相当であり、それ以上に、株主情報が競業に利用されたり、株主のプライバシーが侵害されるという現実的なおそれがある等の事情の存在を要件とするとは解されない。また、委任状勧誘を行うためといった請求の目的ないし動機如何によってそのような事情の存在が要件となると解することもできない。」として、会社法125条3項3号所定の閲覧拒絶事由により、YはXに対して本件株主名簿の閲覧・謄写を拒絶できることを認めた。

なお、同じく競業者による株主名簿の閲覧・謄写請求を認めなかった事案としてテーオーシー事件(東京地決平成19年6月15日資料版商事280号220頁)があるが⁹⁾、会社法125条3項3号の趣旨については同様に、「他

た。さらに、同年4月10日、Xの100%子会社が、同年6月27日開催予定の定時総会における議題として、買収防衛策に基づくXらに対する対抗措置の不発動や取締役選任などの株主提案を行っていた。

8) 本件において株主名簿閲覧謄写請求は仮処分申請としてなされているが、本稿では、会社法125条3項3号に基づく会社の閲覧請求拒絶の可否に関わる部分のみを取り上げることにし、保全の必要性には立ち入らないこととした。

9) 乙(株式会社テーオーシー)の株主である甲(株式会社ダヴィンチ・アドバイザー

の競業者に株主名簿が閲覧され、株主の氏名、住所、有する株式数等の詳細を把握されると、競業に利用されて株式会社の利益を害するおそれがあるところから、これを防止することにあると解される」とされたうえで、「株主名簿の閲覧等の拒絶事由は、平成17年法律第87号による改正前の商法（以下「旧商法」という）には明文上の規定がなく、会社法の制定に伴い、会計帳簿の閲覧等の拒絶事由（同法433条2項）と同様の事由が初めて規定されたもの」であって、「会社法は、旧商法が定めていた会計帳簿の閲覧等の拒絶事由の実質をほぼ維持して、会計帳簿及び株主名簿の閲覧等の拒絶事由を定めたものと理解されている。」とされていた。

本件原決定では、テオーシー事件と異なり、会計帳簿閲覧請求権との関連は何ら示唆されてはいない。しかし、両決定とも、会社法125条3項3号の趣旨を、株主情報が競業に利用されることにより生ずる会社の不利益を防止するものと解する点、請求者の主観的意図を問わないと解する点では変わるところはないといえる。

これに対し、本件抗告審決定（東京高決平成20年6月12日金判1295号12頁）は、次のように判示して、原決定を取り消し、Xの閲覧・謄写請求を認めた。

まず、本件抗告審決定では、同法125条の制度趣旨について、会社法は、「一般的かつ広範に株主名簿閲覧謄写請求権を付与しているところ、これを株主についていえば、同法が上記のとおり株主に対して株主名簿閲覧謄写請求権を付与している趣旨は、これにより株主の権利の確保又は行使を保障すると共に、株主による株主名簿閲覧謄写請求権の行使を通じて株式会社の機関を監視し株式会社を保護することを目的とするにあると解するのが相当である」としたうえで、同条3項は、「商法が定める株主

ズ）が、乙の株主に対して甲の行った公開買付けへの応募を呼びかけるため、乙に対し、乙の株主名簿に記載されている株主の連絡を入手することを目的として、右株主名簿の閲覧・謄写を求めたところ、乙は、乙と甲とは実質的な競争関係にあるとして、右株主名簿の閲覧謄写を拒絶したため、甲が乙に対し、右株主名簿の閲覧・謄写を求めて仮処分を申し立てたものである。

名簿の閲覧又は謄写の請求が、不当な意図・目的によるものであるなど、その権利を濫用するものと認められる場合には、会社は株主の請求を拒絶することができることと解されていたことを受け、株主による会計帳簿の閲覧請求(商法296条ノ6)に対して同法293条ノ7が拒絶事由として規定していたと同様の事由を、株主名簿の閲覧又は謄写の請求の拒絶事由として規定することとし、会社法125条3項各号のいずれかに該当する場合には、株式会社は、株主からされた同条2項の請求を拒むことができる旨を明文の規定をもって規定するに至ったものであり、「同条3項は、株主からされた株主名簿の閲覧又は謄写の請求が、不当な意図・目的によるものであるなど、その権利を濫用するものと認められる場合に限定して、株式会社がその請求を拒絶することができることとし、その拒絶事由を類型ごとに明確にすることを目的とする規定である」とした。同法125条3項各号は、閲覧請求が不当な目的・意図に出るなど権利の濫用と認められる場合について、これを会社の閲覧拒絶事由として類型化して定めたものであるというわけである。

これを踏まえて、同法125条3項3号の趣旨については、「株主であっても、その株主が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものである場合には、株式会社の犠牲において専ら自己の利益を図る目的で同条2項の請求を行うおそれがあるから、そのような不当な目的の請求に対する拒絶事由を類型化して、これを拒むことができることとするに一定の合理性が認められる」としながらも、同条3項1号あるいは2号に該当するときは権利を濫用するものとして会社が請求を拒むことができることは、旧商法でも権利濫用にあたる場合には会社が株主の請求を拒絶できると解されていたことからしても、当然のことであり、上記各号は確認的に規定されたにとどまるものと解されるが、「株主(請求者)が上記のいずれかに該当することを当該株式会社が証明することは必ずしも容易なことではないことにかんがみ、株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事する株主が同条2項の

請求を行う場合には、当該株式会社の犠牲において専ら自己の利益を図る目的でこれを行っているとして推定することに一定の合理性を肯定することができることを併せ考慮して、同項1号及び2号の特則として同項3号が設けられたと考えられる」とした。これを踏まえて、同項3号は、「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるときには、株主（請求者）がその権利の確保又は行使に関する調査の目的で請求を行ったことを証明しない限り（このことが証明されれば、同項1号及び2号のいずれにも該当しないと評価することができる。）、株式会社は同条2項の請求を拒むことができることとしたものであり、株式会社が当該請求を拒むことができる場合に該当することを証明すべき責任を上記のとおり転換することを定める旨の規定である」と判示した。

要するに、同法125条3項の趣旨が、不当な目的・意図による閲覧請求の場合を会社の閲覧拒絶事由として類型化して定めたことにあることを踏まえれば、同項3号は、競業者は株式会社の犠牲において専ら自己の利益を図る目的で閲覧請求を行うおそれがあるという意味において不当な目的の請求と見ることができるが、それはただ請求者に不当な目的でこれを行っていることが推定されるに過ぎないとする。それゆえ、請求者の側に不当目的のないことの立証が要求されることになるが、本件抗告審決定は、同項3項3号を立証責任の転換規定と解することによって、この結論を導き出すわけである。

本件抗告審判決によれば、このとき閲覧請求者側が立証しなければならないのは、「当該株式会社の犠牲において専ら自己の利益を図る目的」のないことではなく、「株主としての権利の確保又は行使に関する調査の目的で請求を行ったこと」となる点に注意が必要である¹⁰⁾。閲覧請求者が株

10) 本件抗告審決定の考え方は、125条3項1号2号は確認の規定にとどまり、同3号に該当することを会社が立証すれば、権利の確保又は行使に関する調査で請求を行ったことの立証責任を閲覧請求者側が負うことになり、請求者によってこれが立証されない限り、

主情報を競業に利用する意図のないことを証明できれば、それは権利の確保又は行使に関する調査の目的で請求を行ったことを推認させる事実となりえようが、たとえそれを証明できなくとも、権利の確保又は行使に関する調査の目的であることが立証できれば、閲覧請求は認められることになる¹¹⁾。本件抗告審決定は、株主提案議案について委任状勧誘を行うことを目的とするものであることをXが明示し、かつ、取得した株主情報をこの目的又は理由以外のために使用しないことを制約している事実を一応認めることができるとしたうえ、Xの申立てにより選任された総会検査役との打合会で、YからXの代理人に定時株主総会の招集通知のドラフトが提示され、株主提案と会社提案との相互関係の説明を受けたこと、右ドラフトと同じ内容の招集通知が全株主に発送されたこと、YがX送付希望の資料を株主に送付するとの提案をしたこと、この合意に基づく資料の第1回目の送付が行われたこと、しかし、上記措置は委任状勧誘を働きかける方法としては制約されたものにとどまること等の事実を認定し、これらの事情を併せると「専らその権利の確保又は行使に関する調査の目的で本件株主名簿の閲覧及び謄写の請求を行ったものであるとの事実を一応認めることができる」ものとした。

本件抗告審決定の考え方は要するに、閲覧請求者が専らその権利の確保又は行使に関する調査の目的で請求を行った場合には、会社は、彼が競業者であるというだけでは閲覧拒絶できないというものである。本件抗告審決定は、そのように解するものでなければ、同法125条2項が「株主に対し

会社は閲覧請求を拒絶できるというものである。

- 11) 菅原貴与志教授は「会社法125条3項3号の立証責任が請求者に転換されるとした場合、請求者が何をどのように証明すれば、『その権利の確保または行使に関する調査の目的で請求を行ったこと』の立証責任を果たしたことになるのかは、実務的に難しい問題であり、「たとえば、『株主提案権を行使するための事前調査として』、『第 会定時株主総会における 議案について委任状勧誘を行うための準備として』という程度の具体性をもって請求理由が明示されている場合には、かかる理由と矛盾するような客観的な状況が認められない限り、通常、請求者の立証責任は果たされたものと解すべきであろう。」とする(前掲注(2)308頁)。

株主名簿閲覧謄写請求権を付与し、これにより株主の権利の確保又は行使を保障すると共に、株主による株主名簿閲覧謄写請求権の行使を通じて株式会社の機関を監視し株式会社の利益を保護することを目的とする株主名簿閲覧謄写請求制度の前記の趣旨、目的を損なうこととなってしまうのであり、当該請求を行う株主（請求者）が専らその権利の確保又は行使に関する調査の目的で請求を行ったときであっても、株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとして、そのことだけを理由に同条2項が株主に対して付与する株主名簿閲覧謄写請求権を否定しなければならない合理的な根拠は見だし難く、125条2項が「株主に株主名簿閲覧謄写請求権を付与した趣旨、目的を没却し、同条3項が例外規定を設けた趣旨を逸脱し、目的と手段との権衡を失する不合理なものであるとのそしりを免れないものとならざるを得ない」とする。

このように見てみると、本件原決定と本件抗告審決定とでは、同法125条3項3号の趣旨についての理解は必ずしも同一ではなく、そのことが両判決の構造と結論を異にする理由であると考えられる。

本件原決定においては、同号の趣旨は、株主情報が競業に利用されて会社の利益を害するおそれを防止することにあるものと理解されている。それゆえ、このような危険を未然に防止し、会社の利益それ自体を保護するという観点から、請求者に主観的意図のあることまで要件とされるかという点が問題とされることになる。

これに対し、本件抗告審決定の考え方によれば、権利の確保又は行使に関する調査の目的で閲覧請求を行ったことが閲覧請求者によって立証されれば、競業者であるというだけでは、会社はその閲覧請求を拒絶できない。同3号は、請求者の不当目的についての会社の立証を容易にする規定であり、ただ、請求者側から権利の行使又は確保の目的で請求していることが立証されない限りで、「株式会社の犠牲において専ら自己の利益を図る目的」でなされたものとして閲覧請求を拒絶でき、その限度で会社の利益保護が図られることになる。そして、その理由として、株主の株主名簿閲覧

請求権の制度趣旨、すなわち「株主に対し株主名簿閲覧謄写請求権を付与し、これにより株主の権利の確保又は行使を保障すると共に、株主による株主名簿閲覧謄写請求権の行使を通じて株式会社の機関を監視し株式会社の利益を保護することを目的とする」という点が強調されるわけである。もっとも、ここでどのような意味での会社利益が保護されることになるのか、本件抗告審決定でいえば、競業者の閲覧請求に応じたことによって被る「株式会社の犠牲」とは何かについて、本件抗告審決定は具体的にはしていない。

3. 会社法125条の制度趣旨

(1) 株主名簿閲覧請求権の性質

平成17年改正前商法263条3項は、株主及び債権者は、営業時間内はいつでも、株主名簿の閲覧・謄写の請求ができるものと規定していた。同条は口エスエル商法草案273条に由来するが、その目的は「株式会社の社員関係と業務執行を可能な限り公示する」ことにあるものとされ、従って株主及び債権者以外の者でも閲覧可能とされていたが、営業時間内であることのほか、株主以外の者が閲覧するには手数料を払うことが求められていた。明治23年旧商法でもこの規律はほぼ同様に維持されていたが、手数料に関する規定は商法施行条例4条へ委任された。そして、明治32年新商法171条2項においては、閲覧可能なのは株主及び債権者に限定されることになったものの、営業時間内はいつでも株主名簿の閲覧を請求できるものとされていた点では変わりはなかった¹²⁾。このように、規定の沿革からみれば、株主名簿の閲覧請求権は、株主又は債権者であれば、会社に対して自由に株主名簿の閲覧を請求できる権利とされてきたといえる。

12) 株主名簿の閲覧請求権制度の沿革と趣旨について、久留島隆「株主名簿の閲覧・謄写請求権の要件と制限」代行レポート76号11頁以下(1987年)。なお、商法修正案理由書では、閲覧権利者が株主及び債権者に限定された理由は明らかにされていない。

しかしながら、閲覧請求権者であっても、濫用的な閲覧請求まで認められるものではない。この点に関するリーディング・ケースとして、大判昭和8年5月18日（法学2巻1490頁）は、「法律上株主ニ斯カル閲覧権ヲ認メタルハ株主個人ノ利益ヲ保護スルト同時ニ間接ニ会社ノ機関ヲ監視シ因テ会社ノ利益ヲ保護セントスルニ在ルヲ以テ株主カ右ノ権利ヲ行使スルニハ閲覧ノ請求力叙上ノ正当ナル目的ニ出ツルコトヲ要シ且其ノ閲覧ヲ為スニ際シテハ可成会社ノ営業ニ支障ヲ生セサルコトニ注意スルヲ要スルモノニシテ即チ信義誠実ノ原則ニ依リ其ノ権利ヲ行使セサルヘカラサルモノト謂フ」と判示する。すなわち株主名簿の閲覧請求権は、株主個人の利益と同時に間接的に会社の利益を保護するものであり、これをもって「正当目的」としていることからすれば、株主及び会社の利益保護を目的とする閲覧請求であれば、「正当目的」のある閲覧請求であり、信義則上、その権利行使は否定されないということになる。

もっとも、「正当目的」が閲覧請求の要件とされているとまで考えられるのか、上記昭和8年判決に則って言えば、株主及び会社の利益保護を目的とすることが閲覧請求の要件とまでされているのかについては議論の余地がある。この点について、昭和8年判決の差戻控訴院判決では、重役等の不正行為や株主名簿の閲覧目的についての原告株主の立証は不十分であり、原告株主が被告会社に提起した損害賠償請求訴訟の係属中であることは「控訴會社ノ利益ヲ保護スルニ付キ適切ナラサル事情ヲ看取シ得ヘキ株主名簿閲覧請求ハ商法第七十一條第二項所定ノ権利ノ正當ナル行使ト認メ難」と判示されていた。つまり、原告株主側に閲覧目的の正当性の立証責任があり、また、会社に対する損害賠償請求訴訟が係属中であることは会社の利益保護にとって適切でない事情であるとして、その閲覧請求は正当な権利行使ではないと判断されていたわけである。

これに対し、その再上告審判決である大判昭和10年5月31日（法学5巻111頁）は、このような考えを否定した。すなわち、差戻控訴院判決は同条の解釈に「株主及び会社の保護」という抽象的制限を加えようとするも

のであるが、あらゆる権利行使は常に正当な行使でなければならないのは当然であって、「殊二同條第2項【筆者注：明治32年新商法171条2項】カ何等會社ノ利益ヲ保護スヘキ義務ナク寧口會社ノ利益トハ常ニ利害相反スル會社ノ債權者ト株主トヲ同列ニ置キタル規定ノ體裁ヨリ之ヲ看ルモ同條カ會社ニトリテ其ノ機密ニ屬セス寧口公表スルモ強チ支障ナキ程度ノ書類ノ閱覽ハ其ノ營業上執務上ノ支障ヲ除リ範圍ニ於テハ自由ニ閱覽セシムル目的ノ爲メニ單ニ『營業時間内』テフ制限ヲ加フルノミニシテ他ニ何等ノ制限ヲ加ヘサリシ規定ノ精神ヲ斟酌スルヲ得ヘキナリ」とした。そのうえで、株主側に正当理由とその立証責任を認める「原審ノ解釋ハ法文上全然其ノ根據ナキモノ」として、差戻控訴院判決の趣旨が昭和8年判決を遵法することにあるものであるとすれば、昭和8年判決の判旨は「専ら或種株主ノ營業妨害の行爲ヲ阻止セントスルニ在リテ株主ノ請求カ何等カ不純ノ目的ニ出ツル場合若ハ少クトモ正當ナル目的ノ毫モ認ムルニ由無キ場合ニ於テハ會社トシテ株主ノ請求ニ應セサルヲ得ルコトヲ判示シタルニ過キサレハナリ」とした。

上記昭和10年判決によれば、明治32年新商法171条2項は、何ら会社の利益保護を義務づける規定ではなく、むしろ会社の利益とは常に相反する債權者にも株主と同列に認められている規定ぶりからしても、会社の機密に属せずむしろ公表しても支障ない程度の書類の閲覽について、營業に支障のない限り、自由に閲覽できることを定めたものである。それゆえ、昭和8年判決の趣旨は、閲覽請求の要件として請求者に「正当目的」を要求するものではなく、専らある種の株主による營業妨害行為などを阻止するうえで、請求者に「不純ノ目的ニ出ツル場合若ハ少クトモ正當ナル目的ノ毫モ認ムルニ由無キ場合」には、信義則上、そのような権利行使は認められない 従って正当目的の有無についての立証責任は会社が負うことになる ということに求められる。したがって、閲覽請求が株主又は会社の利益保護の目的に出るか否かということも、閲覽請求の要件というものではなく、昭和10年判決の言葉を借りれば、「其ノ事自體株主又ハ會社

ノ利益ヲ保護スルモノナルヤ否ヤニ何等直接關係ヲ持テ得ルモノニ非ス株主又ハ會社ノ利益保護ノ目的ナルヤ否ヤハ一ニ係リテ之ヲ求メントスル株主ノ主觀的心理的事情ニ過キスシテ寧ク權利行使ノ動機タルニ過キ」ないということになる。

以上を踏まえると、株主名簿の閲覧請求権は、株主又は会社の利益保護を目的とすることが閲覧請求の要件とまでされるものではないというべきである。その意味で、株主又は会社の利益を害するということから直ちに、株主名簿の閲覧請求権の行使が否定されるものではない。ただ、閲覧請求者の権利行使が信義則上認められないようなものであるか否か、すなわち閲覧請求に不当目的があるか否かを判断するうえで、株主又は会社の利益保護を目的とするか否かが、一つの要素となるものと考えられていたといえる。平成17年改正前商法263条2項のもとにおいても、「株主が経営陣を批判する文書を株主に送付したり、また、発言権強化のために株式を買い受けるための行動に出ることは、直ちに会社の利益に反するものとはいえず、」「経営陣を批判したり、株式を買い受ける行動が会社の利益に反し」ているとの立証はないなどとして、株主の閲覧請求が不当な目的に基づくものであるということとはできないと判示した事例がある（山形交通事件判決）¹³⁾。

もっとも、株主名簿の閲覧請求の可否を巡る下級審判例の多くは、株主又は会社の利益保護を問題とするまでもなく、ただ閲覧請求に正当目的があるか否かを認定して¹⁴⁾、さらにはその閲覧請求が権利濫用にあたるか否かによって¹⁵⁾、請求の可否を判断してきたといえる¹⁶⁾。学説においても、

13) 山形地判昭和62年2月3日判時1233号141頁。

14) 東京地判昭和55年9月30日判時992号103頁、東京地判昭和62年7月14日判時1242号118頁。

15) 東京地判昭和49年10月1日判時772号91頁、東京高判昭和62年11月30日判時1262号127頁、長崎地判昭和63年6月28日判時1298号145頁。

16) 株主名簿の閲覧請求権に関する判例を研究するものとして、本島浩「株主の株主名簿閲覧・謄写請求権に関する判例の研究」沖大法学10号93頁以下（1990年）、藤原俊雄「株主による株主名簿の閲覧・謄写請求権 判例の検討を中心として」静岡大学法経研究

正当目的を閲覧請求の要件として掲げる見解もあったところである¹⁷⁾。このような状況の中、最高裁は、「株主名簿の閲覧又は謄写の請求が不当な意図・目的によるものであるなど、その権利を濫用するものと認められる場合には、会社はその請求を拒絶することができる」と解するのが相当である。」と判示した(最判平成2年4月17日判時1380号136頁)。この判決は、原審認定の事実関係¹⁸⁾から原告株主の被告会社に対する株主名簿の閲覧・謄写請求を権利濫用と認めたものであるが、正当な目的を有しないことを理由に株主の閲覧請求を棄却した第1審判決を支持した原判決に対して、「Xの請求を棄却すべきものとした原審の判断は、結局、右と同旨をいうものにほかならない。」とした。権利濫用法理で閲覧請求を排斥した

40巻3・4号157頁以下(1992年)、米山毅一郎「株主の株主名簿閲覧請求に関する一考察」奥島孝康他著代『現代企業法の諸問題 小室金之助教授還暦記念』(成文堂、1996年)129頁以下、西尾幸夫「株主名簿の閲覧・謄写請求をめぐる最近の裁判例について」上田勝美他著『効果的な権利保護と憲法秩序』(法律文化社、1990年)155頁以下。なお、前掲注(14)に挙げた判例のうち、東京地判昭和55年9月30日は会社に不当目的の立証責任があることも判示するが、他方は、正当目的のない閲覧請求を会社は拒みうるとして、正当目的の有無を認定した事例である。

17) 山口・前掲注(5)201頁、小林健二「株主名簿の閲覧・謄写請求の受否」商事1053号41頁(1985年)。ただし、これらも見解も、正当目的の立証責任は請求者側にはなく、会社に不当目的の立証責任があるとする。正当目的が閲覧請求の要件とされるかという問題意識の論考として、米山・前掲注(16)文献(但し、結論として、正当目的を閲覧の要件とは解さない)。

18) 原告Xは元総会屋で、Xらの発行する新聞や月刊雑誌の購読料の名目で定期的に被告Yから金員の支払を受けてきたところ、昭和56年商法改正によって利益供与が禁止されることとなったのを機会に、Xとの間の従来からの金員の授受等の関係も打ち切った。Xは、Yの株式を取得して名義書換手続を了したうえ、Yの社長との面会を執拗に要求し、「該当宣伝車で社長の自宅に会いに行く方法もある。」「株主総会までに会えなければ総会で会おう。」などと申し向けた。XがYに対して株主名簿の閲覧・謄写を請求したため、YはXの請求の撤回を求めて交渉したが、Yとの間の金員の授受等の関係を打ち切ったことを難詰する趣旨の発言をするなどして、株主名簿謄写の理由としては、「株主の資産状況」と「株主の動向」とである旨以上の具体的な内容は示すことはなかった。原審は、以上について、「株主としての権利の確保等のためではなく、右新聞等の購読料名下の金員の支払を再開、継続させる目的をもってされた嫌がらせであるか、あるいは右金員の支払を打ち切ったことに対する報復としてされたものと推認することができる。」としていた。

のは、明文にない正当目的を積極的に要件とすることを嫌ったためであるとか¹⁹⁾、正当な目的を要件と見ることに疑問を挟みながらも、結局、正当の目的は名簿閲覧請求が権利の濫用となるか否かを判断する一つの要素に過ぎないと理解されたのではないかと説かれている²⁰⁾。

(2) 株主名簿の閲覧拒絶事由の法定

以上からすると、株主名簿の閲覧請求が不当な意図・目的に出る場合は、権利濫用にあたる請求として、会社はその請求を拒絶することができるというのが判例の立場であって、換言すれば、閲覧請求者が株主又は債権者であれば、その閲覧請求が不当な意図・目的に出るものであることを会社側が主張・立証しない限り、株主名簿の閲覧請求が認められるということになる。株主名簿の閲覧請求権について、株主個人の利益を保護すると同時に間接に会社の機関を監視し会社の利益を保護しようとする趣旨であるといわれているのも、株主又は債権者であれば、権利の濫用に当たらない限り、当然に株主名簿の閲覧・謄写ができるということにほかならない。そうすると、株主が株主として自己の権利の行使又は利益を守るために自己の株主名簿の閲覧・謄写の請求ができることは当然であるし、例えば、委任状による議決権の代理行使を勧誘しようとする場合、あるいは、少数株主権の行使のために必要な株式数を確保するために共同行使の勧誘をし

19) 坂倉充信「株主のする株主名簿閲覧及び謄写の請求が権利の濫用にあたりとされた事例ほか」『平成3年度主要民事判例解説』判タ790号177頁（1992年）。

20) 判例時報1380号136頁のコメント参照。同旨、中島史雄「株主名簿閲覧及び謄写請求が権利の濫用に当たるとされた事例」法律のひろば45巻1号68頁（1992年）、長浜洋一「株主による株主名簿の閲覧及び謄写の請求が権利の濫用にあたりとされた事例」リマークス1992年（上）109頁。同旨、松井一郎「商業帳簿等の保存期間10年を経過した場合における株主の計算書類等の閲覧・謄抄本交付請求権の許否他」金判624号53頁（1981年）、前田重行「株主名簿の閲覧・謄写に関する法的論点 古河電工事件を契機として」商事1120号9頁（1987年）。なお、本件に関して、「正当目的のない請求」と「権利の濫用にあたる請求」とに若干のニュアンスの違いがあることも否定できないと指摘するものとして、尾崎安央「株主名簿閲覧請求と権利濫用」判タ948号24頁以下（1997年）。

ようとする場合について、他の株主の株主名簿の閲覧・謄写請求する場合には、会社はそれだけでは閲覧請求を拒絶できないことになる²¹⁾。

裁判例には、解任された会社の元代表取締役に依頼されて株式を買い集めるためになされた株主名簿の閲覧請求を会社が拒否した事例について、会社の経営陣を批判する立場から発言権強化のため、株式を買い受け又は自己の主張を宣伝するために全株主の住所・氏名を知ることを目的とした閲覧請求につき、これらの行動の手段・方法が相当である限り、この目的は不当なものではないとした事例がある(前記山形交通事件)。また、株主が「少数株主権の共同行使の勧誘」との目的を掲げて閲覧請求した事案につき、請求株主がそれまで一部上場会社10数社に対して株主名簿の閲覧・謄写を請求しているが、これに応じた会社の株主には「株主名簿を見て」という断り書きの付いたダイレクトメールが舞い込み、会社には、株主名簿に記載されている個人株主に関する情報を不当に社外に出したという、それまでにはなかった種類の苦情の電話が集中したこと、また、請求株主が少数株主権を共同行使するためとの目的を示して株主名簿の謄写をした過去の事例においては他の株主に対して特段の勧誘行為を行っておらず、また、10数社に対して株主名簿の閲覧・謄写を求めながら、少数株主権を行使した実例が全くないということから、請求株主の目的は、入手した会社の個人株主に関する情報を名簿図書館その他の者に有償で提供し、又は自己の営業に用いることにありと推認するのが相当であるとして、株主の請求は正当目的を有しないものと認定した事例がある(古河電工事件第1審判決)²²⁾。要するに、会社支配権を巡って争いが生じている場合には、株主による閲覧請求が会社の現経営陣にとって敵対的な行為と映り、

21) 小林・前掲注(17)40頁以下。なお、佐藤修市「株主からの株主名簿の閲覧謄写の請求が正当な目的を有しないとしてその仮処分申請が却下された事例」『平成元年度主要民事判例解説』判タ735号256頁以下(1990年)、前田重行「株主の情報開示請求権の行使とその濫用規制について 株主名簿閲覧・謄写請求権を中心として」竹内昭夫編『特別講義商法』(有斐閣、1995年)78頁以下参照。

22) 前掲注(14)東京地判昭和62年7月14日判時1242号118頁。

その閲覧を会社が不当拒絶するという問題が生じうる²³⁾、逆に、株主が少数株主権の行使のための閲覧請求である主張していても、その請求が会社に対する営業妨害ないし嫌がらせ的な権利行使といえる場合もある。このような場合でも、裁判所は、請求者の閲覧目的が不当な目的に出るものか否かという認定を通じて、その権利行使の可否を判断してきたといえる。

もっとも、閲覧請求の目的の不当性は裁判外では会社が判断しなければならず、裁判上では、会社が請求者の不当目的を立証するためには、結局、間接証拠に基づく間接事実の推認によって目的の不当性の認定を得るほかない²⁴⁾。しかし、会社が株主の請求を拒否しうるためにはどこまで立証する必要があるのかは困難な問題である²⁵⁾。同時に問題視されたのは、株主の個人情報の商業的な利用を目的として閲覧請求がなされる場合である。この場合には、会社が株主からの閲覧請求に応じて、事務処理上の不都合は別として、そのこと自体によって会社に不利益が生ずるわけではない。しかし、株主情報が名簿業者に売却されるなどして株主のプライバシー侵害が発生した場合には、当該株主から苦情が寄せられ、場合によっては会社が責任追及される可能性も出てくる²⁶⁾。

上記古河電工事件第1審判決は、株主の個人情報が社外に流失して苦情が集中したこと、少数株主権を共同行使するためという目的を示しながら

23) 前田・前掲注(21)78頁以下参照。

24) 前田重行「株主名簿閲覧・謄写請求権の行使と権利濫用」『会社判例百選 第5版』別ジュリ116号45頁(1992年)、松嶋隆弘「株主名簿の閲覧」判夕1012号20頁(1999年)。

25) 前田・前掲注(21)84頁、豊泉貴太郎「株主名簿閲覧謄写・請求をめぐる実務の対応」商事1120号12頁(1987年)、蓮井良憲「株主のなした株主名簿閲覧・謄写請求が正当の事由のないものないし権利濫用にわたるものとして会社において拒みうるとされた事例」ひるば41号69頁以下(1988年)。

26) 株主名簿閲覧と株主のプライバシー保護の関係を指摘するものとして、豊泉・前掲注(25)13頁、中島・前掲注(20)71頁、佐藤・前掲注(21)256頁、倉澤康一郎「株主名簿の閲覧請求と正当目的」『会社法改正の論理』(成文堂、1994年)203頁以下、藤原俊雄「株主名簿の閲覧・謄写請求権 判例の検討を中心に」静岡大学法経研究40巻3・4号174頁以下(1992年)、木俣由美「株主名簿の閲覧と株主情報の保護」商事1710号75頁以下(2004年)。

も少数株主権を行使した実例がないこと等の事実をもって原告株主の閲覧請求に正当目的がないこと認定した事案であるが、上記判決が認定したような、入手した個人株主に関する情報を有償で第三者に提供し、又は自己の営業に用いるという行為は、典型的に、少数株主権の権利行使を前提とした閲覧請求ではなく、同時に、入手した個人情報の売却という不当な目的を推認しうる場合と見ることもできそうである。古河電工事件第2審判決(東京高判昭和62年11月30日判時1262号127頁)は、第1審の事実認定をほぼ引用したうえで、原告株主は、「会社に対し株主名簿の閲覧・謄写請求をする前2年以内に他の会社の株主名簿の閲覧又は謄写により知得した情報を利益を得て他に通報した者にほかならず(商法【筆者注:平成17年改正前商法】第293条ノ7第3号後段参照)、被控訴会社に対する右請求もまた右様に利益を得て他に通報する目的でしたものであり(同条第3号前段参照)、したがって株主としての権利の確保又は行使に関し調査をするためではなくして請求をしたものである(同条第1号前段参照)ということができる。」とした。そのうえで、「ところで、右に参照条文として掲げた商法第293条ノ7第1号前段及び第3号前、後段の規定は、会計の帳簿及び書類の閲覧・謄写請求に対する拒否事由に関する規定であるけれども、その趣旨は、会計の帳簿及び書類であるがゆえに当該各事由があれば請求を拒み得るというものではなく、株主名簿の場合にもひとしく妥当するものであるから、Xの本件株主名簿の閲覧・謄写請求は、何ら正当の事由のないものとして、ないしは権利の濫用にわたるものとして、Yにおいてこれを拒み得るものといわなければならない。」と判示した。会計帳簿の閲覧拒絶事由に関する規定は、正当理由のない濫用的な権利行使として会社が閲覧請求を拒みうる場合を定めたものであって、その趣旨は、株主名簿の閲覧請求権にも等しく当てはまるというわけである。

すでに学説には、平成17年改正前商法293条ノ7の規定は、「帳簿閲覧権が株主の利益保護のためにもつ重要性和その濫用が会社の利益に及ぼす危険の重大性とに鑑みて、会社のために閲覧の請求を拒否しうる場合を具体

的に明かにするとともに、株主のためにそれ以外の理由をもってみだりに閲覧を拒否されない旨の保障を与えたものといえるのである」って、その意味で、この規定は直接には帳簿閲覧請求権のみに関するが、「実はその根底に株主の権利一般の行使に関する基本原則を示している」のであり、「その基本原則は商法の規定するその他の書類の閲覧を求める権利にもひとしく適用せられる」と説くものがあった²⁷⁾。また、上記古河電工事件第2審判決について、同法293条ノ7の規定は「会社の各種の帳簿・書類等の閲覧・謄写請求に対して、その請求が正当な目的のためでないこと、または権利の濫用であることを会社が立証することにより拒否しうる場合を、会計帳簿閲覧権について規定したものであって、判旨のように、株主名簿閲覧請求権にも類推適用しうべきものである」と説くものも現われるようになった²⁸⁾。会計帳簿の閲覧請求権も株主名簿の閲覧請求権も、株主の権利濫用の防止の必要性があり、会社が請求者の不当目的ないし権利濫用の意図を立証することは困難であるという点においては、共通のものを含むといえる。そこで、もっぱら会社による閲覧目的の不当性についての立証の困難さを克服するという観点から、株主名簿の閲覧請求についても、会計帳簿閲覧請求の場合の拒否事由の規定を類推適用すべきとの見解が有力に主張されるようになる²⁹⁾。

27) 大隅健一郎「いわゆる株主の共益権について」『新版会社法の諸問題』（有信堂高文社、1983年）160頁以下。

28) 平出慶道「株主の株主名簿閲覧請求に対する会社の拒絶の可否」ジュリ992号142頁（1992年）。これに対し、平成17年改正前商法293条ノ7第3号後段の文言を参考にして、事実認定するにあたってヒントとして取扱うことはできても、株主名簿の閲覧・謄写請求について同法297条ノ7を類推適用することはできないとする見解がある（阪蛍光男「株主名簿の閲覧・謄写請求権の問題点」石山卓磨＝上村達男編『公開会社と閉鎖会社の法理』（商事法務、1992年）600頁参照）。

29) 平成17年改正前商法296条ノ7第3号の類推適用を認める見解として、平出・前掲注（28）142頁、前田・前掲注（21）86頁以下。同規定を類推適用する古河電工事件第2審判決を支持するものとして、蓮井・前掲注（25）70頁、北沢正啓「株主名簿を名簿業者に売るための株主名簿閲覧・謄写請求」法教89巻83頁（1988年）。もっとも、平出教授は、競業者による閲覧に関して拒絶事由を規定する296条ノ7第2号については「競業者に有

ただし、古河電工事件についていえば、株主情報の商業的利用という点で閲覧請求株主に不当な目的が推認される行為ではあるが、同時に、少数株主権の共同行使を他の株主に働きかけるものではないと判断された事例である。株主名簿の閲覧請求権は、前述の通り、会社が閲覧請求者の不当目的を立証しない限り、その行使が妨げられない権利であることからすれば、会社に立証の容易・簡便性を与えるために閲覧拒絶事由を法定したとしても、それが少数株主権の権利行使を制約する場合には問題となる³⁰⁾。

この点、昭和61年に公表された商法・有限会社法改正試案においても、会社が請求者の不当目的を立証して閲覧請求を拒絶することは容易ではないこと、また、ダイレクトメール業者等による個人情報の収集のために使われる場合が生じてきていることから、閲覧・謄写請求権の濫用に対する対策という面からだけでなく、個人のプライバシー保護の観点からも、株主名簿の閲覧・謄写請求権を制限する規定を設けるかどうかを検討課題とされていた。もっとも、閲覧・謄写請求の制限が株主提案権等の少数株主権等の行使や委任状の勧誘を行うといった株主間のコミュニケーションを奪うこととなるとすると問題であるとして、株主権の行使又は会社債権者の権利行使以外の目的による株主名簿の閲覧請求を制限する規定をどのようにして設けるかが課題とされていたところである。試案では、会社の株主数等に応じて規制を異にするとか、営業報告書又は付属明細書における

りな情報を提供することになるとは特に認められない定款、株主名簿……の閲覧・謄写請求(263条)には、類推適用されることはない」とされている(平出前掲参照)。

- 30) 株主名簿閲覧請求の制限が少数株主権行使の確保を制約することになりうる点を問題とするものとして、豊泉・前掲注(25)13頁。同旨、中島・前掲注(20)71頁、倉澤・前掲注(26)212頁。なお、論拠は一樣ではないが、株主名簿の閲覧請求権は自益権であること、この権利が会社債権者にも認められる点で株主の監督は正権とは異なること、株主名簿の閲覧によりプライバシー保護の問題が生じうるが、商法上の制度として取り上げる必要はなく、株主としての利益と無関係な権利行使の一場合として処理するのが妥当であるなどの理由から、商法296条ノ7の類推適用を否定する見解として、倉澤・前掲注(26)209頁、藤原・前掲注(26)167頁、近藤光男「株主の権利濫用」竹内昭夫編『特別講義商法』(有斐閣、1995年)91頁、阪埜光男「株主名簿の閲覧請求権と権利濫用」金判880号47頁(1991年)。

大株主に関する事項の開示事項の充実等との関連を含めて検討事項とされることが示されていた³¹⁾。また、閲覧請求にかかる正当理由の立証責任を請求者側に負わせるとか、裁判所の許可制にするなどの案も提出されていた³²⁾。ところが、平成2年改正ではこの改正試案は採用されなかった。その理由として、判例が権利濫用によって対処している現在、その必要性自体が疑問であるとか³³⁾、判例では積極的に不当目的の存在を認定してきており、濫用の規制については従来どおりの商法263条2項【筆者注：平成17年改正前商法263条3項に相当】の解釈論で十分対応できるとも考えられ、この点を強調すれば、安易な立法論を持ち出すのは適切ではないと考えられたためではないかと指摘されている³⁴⁾。

平成17年に成立した会社法は、会社法125条2項において、従来と変わらず株主及び債権者に株主名簿の閲覧請求権を認めながらも、請求の理由を示した書面を要求することとし、3項において全5号の閲覧拒絶事由を法定した。平成15年10月に公表された要綱試案補足説明では、「いわゆる名簿屋が名簿の入手により経済的な利益を得るために利用しているという弊害が指摘されるほか、プライバシー保護の観点からの問題点が指摘されているところである。判例においても、株主名簿の閲覧・謄写請求が不当な意図・目的に基づくなど濫用的なものであることを立証した場合には、会社はその請求を拒むことができることとされている。試案は、このような点にかんがみ、株主名簿の閲覧・謄写請求権について、一定の拒絶事由を定めようとするものである。」としたうえで、会社法125条3項1号、4号、5号に相当する 株主の権利の確保又は行使のための請求でないとき、 株主が書類の閲覧・謄写によって知り得た事実を利益を得て他

31) 稲葉威雄＝大谷禎男『商法・有限会社法改正試案の解説（別冊商事法務89）』（商事法務研究会、1986年）66頁。

32) 大谷禎男「会社法改正作業の最近の動向について（2・完）」商事1194号9頁（1989年）参照。

33) 龍田節「平成2年改正商法の検討」商事1222号10頁（1990年）。

34) 前田・前掲注（21）90頁以下。

人に通報するために請求をしたとき、請求の日の前2年内においてその会社又は他の会社の書類の閲覧・謄写によって知り得た事実を利益を得て他人に通報した者が請求したとき、が拒絶事由として提案されていた。そして「は、株主名簿の閲覧・謄写請求権の趣旨を株主の権利の確保又は行使のためのものと捉え、それ以外の目的による請求を認めないこととするもの」、³⁵⁾「は、利益を得るための不当な意図に基づく閲覧・謄写請求を認めないこととするもの」、³⁶⁾「は、については請求の時点において会社がその目的を知ること及びその証明をすることが困難であることに鑑み、過去に濫用的な閲覧・謄写請求をした者については、これを認めないこととして、実際の有用に配慮したものである」と述べられている³⁵⁾。不当な意図・目的に基づくなど濫用的な閲覧請求を会社は拒むことができるという判例法理に付言されているところからもみても、閲覧拒絶事由の法定は、これを承継し、具体化したものと見るべきであろう³⁶⁾。だとすれば、はこれまで言われてきたところの株主名簿の閲覧請求権制度の趣旨を踏まえたものであり、判例法理を踏まえていえば、株主名簿の閲覧請求は、それが不当目的に出ない限りは、会社は閲覧を拒絶できないということを、請求者の不当目的についての会社の立証責任として規定するものといえる。そして、において、個人的利益の獲得という不当な目的であることの可能性が高い行為、その不当目的の立証が困難な行為が類型化されていると見ることができよう。

ところで、閲覧拒絶事由を法定した趣旨には、株主のプライバシー保護もあるとされているが、このような閲覧拒絶事由の定めは、株主のプライ

35) 『会社法制の現代化に関する要綱試案・同補足説明』ジュリ1267号別冊付録58頁。

36) 新谷勝『会社訴訟・仮処分の理論と実務』(民事法研究会, 2007年) 484頁以下参照。
「法定の拒否事由は、少数株主による会計帳簿閲覧・謄写請求についての拒否理由と同じではあるが(法433条2項1号ないし5号)、株主名簿の閲覧・謄写請求についての拒否理由を同じ基準において判断すべきではない。会社法は、会社による株主名簿の閲覧・謄写請求の拒否理由を明示したが、当該請求が前記 から 【筆者注：会社法125条3項1号ないし5号】の事由に該当するかどうかの判断については、旧商法時の裁判例が参考にされるべきである。」とされる。

バシー保護に関する会社ないし取締役の責任を判断する一つの基準とみることもできよう。折しも、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）（以下「個人情報保護法」という）が成立していたが、平成17年4月より民間事業者へも同法の適用が開始されると、平成17年2月4日、全国株懇連合会は「株主名簿を中心とした株主個人情報に関する個人情報保護法対応のガイドライン」を公表した。そこでは、株主名簿の閲覧・謄写は、個人情報保護法が例外的に認める「法令に基づく場合」の第三者提供にあたるため（同法23条）、株主から商法上の権利行使として株主名簿の閲覧・謄写請求があった場合には、開示される本人の同意がなくとも、会社は従来どおりこれに応じることとなるとしながらも、「会社法制の現代化に関する要綱案」において株主名簿の閲覧拒絶事由の法定化が挙げられていることに触れ、「この結果、個人情報保護の観点からは、株主名簿の閲覧・謄写の請求があった場合に、発行会社が法定拒否事由の存在について調査もせず、漫然と請求に応じると、個人情報を閲覧された株主から善管注意義務を問われかねないという問題点が指摘されている」と述べられている³⁷⁾。これは、会社は法定拒否事由のないことを確認しなければ閲覧させるべきではないという趣旨ではなく、株主が申告した閲覧目的以外に株主名簿を利用したとしても、会社は免責されるが、株主が申告した閲覧目的が客観的に不当と思われる場合でも、閲覧を認めるときや、閲覧目的も確認しないで閲覧させたときには、事後的に問題となりうることを注意喚起する趣旨であるという³⁸⁾。

37) 「株主名簿を中心とした株主個人情報に関する個人情報保護法対応のガイドライン（平成17年2月24日全株懇理事会決定）」商事1724号34頁以下、36頁参照（2005年）。

38) 下山祐樹「全株懇の定款・営業報告書モデルの改正、株主名簿に係る個人情報保護ガイドラインの制定」商事1724号32頁（2005年）。その意味するところは明示的に述べられてはいないが、取締役が法定拒絶事由の存否の調査にあたって善管注意義務を尽さなければ、会社ないし取締役が事後的に責任追及されうるという趣旨であろう（民法709条、会社法350条、429条）。会社に損害が生じれば、取締役の善管注意義務違反がやはり問題になる（同法423条）。もっとも藤原静雄教授は、株懇の見解について、「これでは、およそ個人情報の漏洩・不正利用を防ぎうるとは決していえまい。」と指摘する（同「個人情報保護

なお、会社法125条3項3号については、2号とともに、法案化の段階で追加されたものである。立案担当者からは、「株主名簿の閲覧請求については、いわゆる名簿業者が経済的利益を得るために利用しているという弊害が指摘されるほか、プライバシー保護の観点からの問題も指摘されているところであった。そこで、現行商法において規定されている会計帳簿の閲覧請求の拒絶事由（現行商法293条ノ7）と同様の事由を、株主名簿の閲覧・謄写請求の拒絶事由として規定することとしたものである。」と述べられている³⁹⁾。

4．競業者に対する株主名簿の閲覧制限

以上に見てきたように、株主名簿閲覧請求権制度の趣旨と閲覧拒絶事由法定に関するこれまでの判例と議論を踏まえると、会社法における株主名簿の閲覧拒絶事由（会社法125条3項）の立法趣旨は、権利濫用でない限り株主名簿の閲覧請求権の行使は妨げられてはならないという判例法理を背景に、閲覧請求者の不当目的についての会社の立証の容易化を実現すると同時に、株主のプライバシー保護を図ることにあったものと考えられる。そして、同項1号は、閲覧請求者の不当目的についての立証責任は会社が負うという本則を規定したものであり、同項4号及び5号は、不当目的の可能性が高い行為ないしその立証が困難な行為を類型化して定めたものとみることができよう。同項2号及び3号については、立案担当者からは特段の説明は加えられてはいない。ただし、同項2号3号についても、同項

法と株主名簿の閲覧・謄写請求権」銀法648号31頁（2005年）。なお、株主のプライバシー保護については、会社法上の制度としてこれを認めていくべきかどうかについては否定的な見解が多い。（近藤・前掲注（30）91頁、阪埜・前掲注（30）47頁、青木英夫「株主名簿の閲覧請求が不当な目的に基づくものであるという会社の抗弁が排斥された事例」金判784号49頁（1988年））。

39) 相澤哲編著『立案担当者による新・会社法の解説』（商事法務、2006年）31頁。なお、前掲注（6）参照。

1号4号5号と同じく、閲覧請求権の濫用防止や株主のプライバシー保護を目的とするものと考えられるとすれば、要綱試案の枠組みと平仄を合わせて理解することができそうである。その場合、2号は、従来の判例でいうところの営業妨害ないし嫌がらせ的な閲覧請求を対象としていると考えられるから、1号を補足する内容のものであるといえよう⁴⁰⁾。また、3号に関しては、そのような立法の当否には異論があるとしても⁴¹⁾、閲覧請求者の不当目的についての会社の立証を容易にするとともに、競業者である株主又は債権者が閲覧した株主の個人情報が競業に用いられ、株主にプライバシー侵害が生じることを防止することにその趣旨があると解すべきものとなる。そして、株主名簿の場合にはそれまで閲覧拒絶事由が特に定められていなかったところ、会社法においてあえてこのような規定が設けられたという点を鑑みれば、「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき」には、それだけを理由として閲覧請求を拒むことができると解すべきものともいえる⁴²⁾。

40) 本件抗告審決定は、125条3項1号及び2号の趣旨について、「旧商法が定める株主名簿の閲覧又は謄写の請求について権利を濫用するものと認められる場合に会社が株主の請求を拒絶することができる」と解されたことからしても、明文の規定を俟たなくとも当然のことであり、上記各号は確認的に規定されたにとどまるものと解される」とする。

41) 株主のプライバシー保護を会社法125条3項3号の趣旨とする立案当事者の見解には否定的な意見が多い。株主名簿の閲覧謄写した請求者によって株主のプライバシーが侵害されるおそれがあるという問題と請求者が競業者であるか否かとは関係が薄い（若松・前掲注（2）64頁）、競業者の閲覧等請求が株主のプライバシー保護に関係するとは考えられず、プライバシー保護ならば4、5号によればよい（新谷・前掲注（2）7頁）、株主名簿の記載事項は株主を識別するための単純情報であるし、仮にその氏名・住所の取扱いについて注意を払うべきであるとしても、こうした利益の保護は会社法125条3項2号3号4号5号（筆者注：1号2号4号5号の意味と思われる）の適用によって図られる（菅原・前掲（2）309頁以下）と主張されている。また、プライバシー保護の必要があるとしても、これは何も競業者に限った問題ではないので少なくとも競業者であることを拒絶事由とする理由となりえず、社債原簿については125条3項2号3号に該当する規定がないことは一貫性がないと指摘するものとして、荒谷・前掲注（2）22、25頁（注11）、株主名簿に記載されている事項は広い意味でのプライバシーに属するとしても、それを法律でどこまで保護するかが問題であるとするものとして、正井・前掲注（2）5頁。

42) 改正前商法下では、改正前商法293条ノ7第2号の規定が株主名簿の閲覧請求にも類

本件原決定が、株主情報が競業に利用されたり、株主のプライバシーが侵害されるという現実的なおそれがある等の事情の存在を要件とせずに、また、委任状勧誘を行うためといった請求の目的ないし動機如何を問わずして、競業者であることのみを理由として、同法125条3項3号に基づく閲覧拒絶を認めたのは、以上のような考え方に立つものともできそうである。ただ、本件原決定の中で気になるのは、同法125条3項3号の趣旨について、競業に利用されることによって生ずる会社の不利益を防止することにあるものと理解されている点である。この点、会計帳簿の閲覧請求権については、取締役の経営権限と株主の監督是正権との留保とのバランスをどのように図るかという利益衡量の場面であって、それによって得た情報を競争会社に流すなどの濫用的行使があり得、そのようなことがなされると、会社に回復しがたい損害を及ぼす危険があるから、この点で株主と会社との間に利害の対立がある⁴³⁾。そこで、会計情報を競業に利用される会社の不利益を未然に防止するという点に、同法433条2項3号の意義が認められることになる⁴⁴⁾。このとき、株主名簿にも会計帳簿と同様の利害対立があると考えれば、同法125条3項3号もまた、同法433条2項3号と同旨の規定と解される余地はある。実際のところ、立案担当者もそのよ

推適用され、請求者が競業者である場合にも閲覧拒絶できるか否かにつき争いが生じていた状況を踏まえて(筆者注:前掲注(29)参照)、会社法においてあえてこのような規定が明示的に設けられたことを理由として、会社は常に当該規定を根拠として閲覧請求を拒絶できるものと解するものとして、太田洋=石田康平「同業他社からの株主名簿の閲覧請求」弥永真生他監修=西村ときわ法律事務所編『新会社法実務相談』(商事法務、2006年)120頁。

- 43) 山口和男=垣内正「帳簿閲覧請求権を巡る諸問題」判タ745号5頁(1991年)。
44) 会社法433条2項3号の趣旨については紙幅の関係上深く立ち入らないが、例えば、近時の判例によれば、「競業者等が会計帳簿及び書類の閲覧等により会社の秘密を探り、これを自己の競業に利用し、又は他の競業者に知らせることを許すと、会社に甚大な被害を生じさせるおそれがあるので、このような危険を未然に防止することにあ」り(TBS事件地裁判決(前掲注1))、「請求者の意図や立場がどうであれ、いったん競争者にわたった企業秘密は、悪用される危険が常に存在することに鑑みれば、同号該当性の判断においては濫用のおそれの有無を要件とすることはできない」とされている(TBS事件高裁決定(前掲注1))。

うに考えていたことが伺われる⁴⁵⁾。

しかしながら、既に見てきたように、株主名簿の閲覧請求権は、株主又は債権者であれば、権利の濫用に当たらない限り、当然に株主名簿の閲覧・謄写が認められる権利であって、ただ、株主又は会社の利益保護という目的のないことが閲覧請求における不当目的を裏付ける一要素となるに過ぎないというべきである。その点からすれば、たとえ株主情報が競業に利用されることによって会社に何らかの不利益が生じるとしても、それが請求者の不当目的を裏付けるからこそ会社が閲覧拒絶することが正当化されるというに過ぎず、その閲覧拒絶事由は、会社の利益保護を図ることを直接に目的とするものであってはならないはずである。換言すれば、会社の利益を害するということが閲覧請求者の不当目的を裏付けない限り、会社の利益を害するということから直ちに、株主名簿の閲覧請求権の行使が否定されるものではない。

すでに述べたように、昭和61年の商法・有限会社法改正試案では、閲覧・謄写請求の制限が株主提案権等の少数株主権等の行使や委任状の勧誘を行うといった株主間のコミュニケーションを奪うこととなるとすると問題であるとして、「株主権の行使または会社債権者の権利行使以外の目的による」株主名簿の閲覧請求を制限する規定をどのようにして設けるかが

45) たとえば葉玉匡美弁護士は自身のブログで、資金調達先、資金拠出先、仕入れ先、販売先等の情報が漏洩す可能性がある点では、株主名簿も会計帳簿と同様であり、取引先がその会社にどの程度出資をしているかは、その会社との関係の深さをしめすバロメーターであるという。そして、株主名簿は、会社にとって単なる名簿ではなく、会社の事業に関連する情報の宝庫であり、だからこそ、どの会社でも、競業者に株主名簿を見せたくないのが普通なのではないかとしている（『会社法であそぼ。』2007年11月11日（日）記事（kaishahou.cocolog-nifty.com））。このような考えに対してはもっぱら、株主情報は会計情報とは異なり競業に有利な情報とはいえず、その情報が競業に利用され会社が損害を被る危険はない、などと批判されている（正井・前掲注（2）5頁、荒谷・前掲注（2）22頁、菅原・前掲注（2）301頁、伊藤・前掲注（2）183頁、弥永・前掲注（2）147頁、鳥山・前掲注（2）129頁、清水・前掲注（2）88頁、久保・前掲注（2）124頁、若松・前掲注（2）64頁、稲葉威雄「会社法の論点解明（10）」民事法情報255号43頁（2007年）、松井秀征「（事例で考える会社法 第5回）その書類、みせてもらいます」法教341号65頁（2009年）。

課題とされていたところである。この問題意識を踏まえれば、株主名簿の閲覧拒絶事由を法定するうえでは、株主権の行使又は会社債権者の権利行使の目的による閲覧請求の場合には、会社が閲覧拒絶することは許されないものとされなければならないはずである。この点、同法125条3項4号及び5号の事由については、要綱試案補足説明によれば、不当目的があるか濫用的請求である場合であることが明らかにされており、その行為類型は、権利の行使又は確保のためでない閲覧請求と考えられているといえる。また、2号事由についても、嫌がらせや営業妨害目的を不当目的と捉えたものと見ることができ、判例では、この種の閲覧請求には正当目的がないという意味において、権利行使は許されないことが明らかにされていたところである。それでは3号事由についてはどうか。競業者による閲覧請求は、それ自体が不当目的の請求である蓋然性が高いといえるとしても、同時にその請求は典型的に権利の行使又は確保の目的もない請求であるとまで言い切れるだろうか。本件抗告審決定は、まさにこの点を問題にして、株主名簿閲覧請求権の制度趣旨から、競業者であることだけを理由として、閲覧請求を拒絶する合理的な根拠はないという結論を導きだすわけである。

このように見てみると、権利の確保又は行使に関する調査の目的で閲覧請求を行った場合には、競業者であるというだけでは、会社はその閲覧請求を拒絶できないとする本件抗告審決定の考え方は、その結論において支持できる。この点、会社法は、株主権の行使又は会社債権者の権利行使が制約されるとしても、あえて会社の立証の容易化と株主のプライバシー保護を優先して閲覧拒絶事由を法定したという考え方もできるが、株主名簿閲覧請求権の性質を踏まえれば、本件抗告審決定の価値判断に首肯しよう。

もっとも、本件抗告審決定の法律構成 同法125条3項3号を立証責任の転換規定と捉えて、権利の行使又は確保に関する調査の目的で請求したことの立証責任を株主に負わせる については、批判的な意見が多い。たしかに、条文の文言上は同項1号ないし5号が並列的に規定されているに過ぎない中で、3号を立証責任の転換規定と解することはあまりに技巧

的であり、また、3号をこのように解する場合には、4号5号についても同様の解釈が許されるのかも問題になる⁴⁶⁾。その点からすれば、会社が同法125条3項3号の抗弁事由の存在を主張した場合には、閲覧請求者には、閲覧拒絶権の濫用の再抗弁を認めるという見解⁴⁷⁾の方が、条文構造に即した解釈ともいえる。ただし、閲覧拒絶権濫用の再抗弁の内容が、閲覧請求者の閲覧請求が濫用ではないことであるとすれば、結局のところ、請求者が株主権の行使又は会社債権者の権利行使の目的で請求を行う場合には会社はその請求を拒むことはできないという判断枠組みが必要にならざるを得ない。本件抗告審決定が、同法125条3項3号を立証責任の転換規定と解するのは、「請求者がその権利の確保又は行使に関する調査」の目的で請求を行ったときには会社はその請求を拒み得ないという解釈を導くうえでの実定的な根拠を求めてのこととすれば、本件抗告審決定の法律構成にも首肯しうるものがある⁴⁸⁾。

ただし、本件抗告審決定がこのような法律構成を取る所以は、競業者が閲覧請求する場合には「当該株式会社の犠牲において専ら自己の利益を図る目的でこれを行っている」と推定することに一定の合理性を肯定することができる」とするためである。ここにいう「株式会社の犠牲」ということが、競業に株主情報が利用されることによって会社に生ずる不利益をいう

46) 荻野・前掲注(2)22頁以下。なお、前掲注(3)の文献も参照。

47) 若松・前掲注(2)66頁、吉川・前掲注(2)167頁。なお、葉玉・前掲注(45)『会社法であそぼ。』2008年6月14日(土)記事(kaishahou.cocolog-nifty.com)参照。

48) 3号を不当目的ないし濫用的意図の存在を推定した規定と解した判決と評価したうえで、本判決の理論構成に賛成するものとして、新谷・前掲注(2)10頁、中村・前掲注(2)26頁、播・前掲注(2)189頁、清水・前掲注(2)89頁。そのほか、会社側が株主の不当目的について証明責任を負うべきとする見解や(鳥山・前掲注(2)129頁、正井・前掲注(2)6頁(但テオーシー事件に関する)、端的に株主名簿閲覧請求権制度の趣旨を踏まえて、会社法125条3項3号所定の拒絶事由そのものを限定的に解すべきとする見解もあるが(菅原・前掲注(2)307頁)、とりわけ前者の解釈は関しては、不当目的がない限りその権利行使は制約されないという株主名簿の閲覧請求権の性質からみて正論であるが、会社法125条3項各号が会社の抗弁事由を法定するものである以上、条文の解釈としては困難なように思われる。

としても、それが保護されるのは、閲覧請求者がその権利の確保又は行使に関する調査の目的で請求していることを立証できないときである。この場合には、閲覧請求者が競業者である場合に限って、不当目的のないことの立証責任が閲覧請求者側に転換されることになるわけであるが、請求者にそのような立証上の不利益を負わせてまで保護すべき利益であるのか、なお検討の余地がある⁴⁹⁾。株主情報は競業に有利な情報とはいえ、その情報が競業に利用され会社が損害を被る危険はないとも指摘されている⁵⁰⁾。その点からすれば、請求者が競業者である場合にのみに立証責任が転換されなければならない積極的理由は見いだしがたいように思われる。そもそも、株主名簿の閲覧請求権に関する拒絶事由の法定の趣旨が、会社による立証の容易化と株主のプライバシー保護にあるとすれば、3号は異質の閲覧拒絶事由ともいえる⁵¹⁾。あるいは、株主情報が競業に利用されることによって生ずる不利益ということも、いやがらせのような請求を行って、業務遂行上の障害を競業相手に生じせしめるといったものに過ぎないとも考えられるが、だとすればなおさら、3号事由の存在意義には疑問が生ぜざるを得ない⁵²⁾。かかる意味での会社の不利益を生じさせる危険は、閲覧請求者が競業者でなくとも生じうるところであり、その意味では、125条3項2号4号5号の問題として処理しうるものである。以上を踏まえると、125条3項3号に関しては、立法論としては削除ということも十分に考えられよう⁵³⁾。

株主名簿の閲覧請求権制度については、各国によって様々な対応が取ら

49) 前掲注(11)参照。

50) 前掲注(45)参照。

51) 新谷・前掲注(2)10頁参照。「名簿屋の問題やプライバシーの問題からの規制は、さしあたり請求者が競業者であるかどうかという属性とは無関係である」と指摘するものとして、松井・前掲注(45)65頁。

52) 株主名簿の開示によって会社が受ける不利益は、事務処理上の不都合(業務遂行の妨げとコスト負担の問題)と株主から苦情がよせられることによるものである(それゆえ、競業者による不都合は考えられない)と述べるものとして、稲葉・前掲注(45)43頁。

53) 前掲注(4)参照。

れていることが指摘されている⁵⁴⁾。とりわけ、比較法的観点からみれば、株主のプライバシー保護を図りつつ会社による適切な情報開示を可能にする規制のあり方が参考になる。その意味では、会社の立証の容易化及び株主のプライバシー保護と引換えに株主又は債権者の権利行使を制約しうるような改正が行われたこと自体についても、再考の余地があるといえよう。

5. おわりに

株主名簿の閲覧請求権は、不当な目的・意図による場合でない限り、その行使を妨げられない権利と解されてきた。会社の閲覧拒絶事由が法定されたことの意義は、株主のプライバシーを保護し、請求者の閲覧目的の不当性についての会社の立証困難性を緩和することにあると解されるが、これによって、株主又は債権者の権利行使を制約するものとなる場合には問題となる。その限りで、会社法125条3項3号に関する本件抗告審判決の判断には首肯しうる。但し、本件抗告審決定の判断枠組みに従えば、競業者が閲覧請求者である場合に限り、閲覧目的の不当性の立証責任を株主に負わせることを意味することになるから、あえて3号事由を設けて保護すべき会社の利益は何か、その必要性があるのかということについて、立法論も含めてなお検討が必要である。

同法125条3項3号を巡っては、会社支配権を巡って争いが生じうる場面でとりわけ、会社は競業者であるというだけで閲覧拒絶できる一方で、委任状勧誘などの正当な目的に基づく閲覧請求までもそのような形式的理由をもって排除されてしまうことが問題とされている。特に同項3号は隠れた買収防衛策であり、少数株主権の行使や企業買収の障壁となっているという見解もある⁵⁵⁾。その意味するところは、株主名簿の閲覧請求権には、

54) 各国の立法状況については、正井・前掲注(2)6頁以下、新谷・前掲注(2)7頁以下、吉川・前掲注(2)169頁以下参照。

55) 新谷・前掲注(2)9頁、野村修也「競業者の株主名簿閲覧」ファイナンシャル・ジャ

自己の権利行使機会の確保のみならず、間接的に会社を監視する機能が認められるということにほかならない。その点からすれば、会社の閲覧拒絶事由を再検討するうえでは、株主名簿の閲覧請求権は、不当な目的・意図による場合でない限り、その行使を妨げられることはない権利であるという観点からの検討が必要であろう。

パン2008年2月号169頁(2008年)。同旨、若松・前掲注(2)65頁、吉川・前掲注(2)166頁、久保・前掲注(2)124頁、荒谷・前掲注(2)23頁。なお、企業価値研究会報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」(平成20年6月30日・企業価値研究会)3(3) (b)注15参照。